

年末・年始の

交通事故防止県民運動

うつの重



飲酒運転の根絶

●自転車も含め、飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない!みんな で飲酒運転を根絶しましょう。

- **●**酒を飲んだら運転しない。
- ②運転するなら酒は飲まない。
- ③酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ₫使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、 認めたりしない。

- **①**酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- 2酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- **きせない** 運転する人には、酒はすすめない。
- ●「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- ●令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車 の「酒気帯び運転等」の罰則規定が整備されました。







信号機のない横断歩道における 行者慢先等の徹底

- ●運転者は次のことを守りましょう。
 - ■横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、車両 は一時停止しなければなりません。
 - ■道路標識や予告標示(ダイヤマーク)に注意して走行しま しょう。
- ●歩行者は次のことを守りましょう。
 - ■横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
 - ■自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろう とする気持ちを明確に伝えましょう。

しっかり手を上げて 左右確認も忘れずに!





暮れ時・夜間等における ランの励行

- ●自転車や自動車は、午後4時からライトをつけましょう。
- ●対向車や先行車がいないときは、自動車のライトはハイビー ムにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- ●歩行者や自転車は、明るい目立つ色の衣服で、夜光反射材や **LEDライト**を身につけましょう。
- ●スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、事故に遭った ときの被害を軽減することができます。
- ●危険が発生した場合でも、安全に停止できるよう、道路状況 に応じた速度で運転しましょう。
- ●カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



安全運転で 無事故!

午後4時から!

高齢者の交通事故防止

- ●道路を歩くときは次のことを守りましょう。
 - ■横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
 - ■横断中も左右の安全確認をしましょう。
 - 斜め横断、車両の直前直後の横断、 横断禁止場所の横断はやめましょう。



運転中のスマートフォン等 使用禁止の徹底

- ●自転車も含め、運転中にスマートフォンや携帯電話を手に 持っての通話や画面注視といった 「ながら運転」をしてはい けません。
- ●「ながら運転」は重大な事故の原因となるため、やめましょう。
- ●令和6年11月1日から道路 交通法の一部が改正され、 自転車の運行中における 携帯電話使用等のいわゆ る[ながら運転]の罰則規 定が整備されました。

